

第 17 回地方分権改革有識者会議提出資料

地方分権改革有識者会議議員 古川 康

本日の会議には県議会本会議中につき出席できず、大変残念に思っております。

ついては、以下の意見を提出しますので、本日の審議の参考にしていただきたく存じます。

1 提案募集に対する各府省の第 1 次回答について

各府省の第 1 次回答は、約 8 割弱の提案に対して、対応不可との回答であることは、大変残念です。

回答内容をみると、現行制度の説明に終始しているものもみられ、各府省が対応不可と判断した合理的な説明が十分とは言い難いものがあります。

今回の提案募集は、地方の「発意」と「多様性」を活かし、改革を新たなステージに進める第一歩です。全閣僚で構成し、総理を本部長とする地方分権改革推進本部において、その実施が決定されたことを踏まえると、各府省は、提案を真摯に受け止め、その実現に向けた検討を進めるべきです。

2 提案募集に対する今後の審議について

専門部会及び内閣府においては、提案団体及び各府省からヒアリングを行うなど精力的な調査を進めていただいていることに、感謝申し上げます。

専門部会で審議中の項目は、「地方の創生と人口減少の克服に関連するもの」など（第 16 回地方分権改革有識者会議）です。政府全体として、地方創生、少子化対策を強力に取り組むこととされたことと目指す方向は同じです。

また、専門部会で審議中以外の項目については、内閣府が主体となって各府省と調整を進めることとなっています。

専門部会及び内閣府においては、10月末の中間とりまとめに向けて、特に以下の点に留意し、各府省との調整を進めるべきです。

- ・ 提案団体は、具体的な支障事例や効果を提示し、意欲をもって提案しています。提案の実現に向けて、全国一律の権限移譲などが困難である場合には、今回新たに導入する「手挙げ方式」や、一定の期間を区切って社会実験として行うなど、地方の意欲を形にする手法を柔軟に検討すべきです。
- ・ 提案が実現できない理由は、提案を実現した場合に著しい社会的な弊害があり、かつその弊害を除去することが困難である場合などに厳格化するなど、合理的な理由が明確なもののみ限定されるべきです。
- ・ 保育所や介護施設などの従うべき基準の見直しについては、多くの支障事例が示されていますが、面積基準の見直しを求める団体もあれば、職員配置基準の見直しを求める団体もあります。
支障事例そのものが様々であるということは、全国一律の基準を維持しては、保育所や介護施設が、その機能を十分に発揮し、住民に良質なサービスを提供することができない地域が出てくるということです。
それぞれの地域が、住民に良質なサービスを提供し続けるためにも、全国一律の基準を維持するのではなく、地域で最適な基準の設定を可能とする見直しが必要です。

提案募集方式について、全国知事会は、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステム、すなわち「国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権」として評価しています（平成26年7月16日決定）。

そのことは、全国から953件にのぼる提案が寄せられたことから明らかです。

初年度の結果を、さらなる地方の意欲を引き出すものとするのが重要です。